

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 規 則
- 福島県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則
- 福島県障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則

規 則

福島県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則及び福島県障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十八号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(福島県児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中 「指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設 指定申請書(第六号様式の二)」

を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「欠格事由に関する届出書(第六号様式の三)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第五条の四第一項中「変更届出書(第六号様式の四)によらなければならない」を「知事が別に定める届出書により行うものとする」に改め、同条第二項中「廃止・休止・再開届出書(第六号様式の五)によらなければならない」を「知事が別に定める届出書により行うものとする」に改める。

第九条の五第一項中 「指定障害児通所支援事業者 指定申請書」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「欠格事由に関する届出書」を「知事が別に定める

届出書」に改める。

第九条の七中「変更届出書によらなければならない」を「知事が別に定める届出書により行うものとする」に改める。

第九条の八中「指定辞退届出書(第十号様式の三)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十一条中「(いわき市の区域に係るものにあつては、福島県いわき地方振興局長。第十五条の九の二から第二十二条までにおいて同じ。)」及び「(福島県いわき地方振興局長にあつては、福島県いわき地方振興局長)」を削る。

第十三条中「第十一号様式」を「児童福祉法施行規則第二十七条による届出書(第九号様式)」に改める。

第十三条の二中「(第十一号様式の二)」を「(第十号様式)」に改める。

第十三条の三中「(第十一号様式の三)」を「(第十一号様式)」に改める。

第十三条の四中「(第十一号様式の四)」を「(第十一号様式の二)」に改める。

第十三条の五中「(第十一号様式の五)」を「(第十一号様式の三)」に改める。

第十五条の九の二中 「障害児通所支援事業 開始届出書(第十五号様式の二)」を「知事が別に定める届出書」に改め、「保健福祉事務所長」の下に「(いわき市の区域に係るものにあつては、福島県いわき地方振興局長。次条から第二十二条までにおいて同じ。)」を加える。

第十五条の九の三中 「障害児通所支援事業 変更届出書(第十五号様式の二の二)」

を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十五条の九の四中 「障害児通所支援事業 廃止(休止)届出書(第十五号様式の二

の三)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十五条の十中「第十五号様式の二の四」を「第十五号様式の二」に改める。

第九号様式から第十号様式の三までを削る。

第十一号様式中「ニ」の次に「(第13号様式)」を加え、同様式を第九号

様式とし、第十一号様式の二を第十号様式とし、第十一号様式の三を第十一号様式と

し、第十一号様式の四を第十一号様式の二とし、第十一号様式の五を第十一号様式の

三とする。

第十五号様式の二中「児童自立生活援助事業開始届出書」を「児童自立生活援助

事業 開始届出書」に、「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改め、「児

童自立生活援助事業」の次に「(小規模居住型児童養育事業)」を加え、「児童自立

生活援助事業」を「児童自立生活援助事業(小規模居住型児童養育事業)」に改

める。

児童自立生活援助

事業 開始届出書

児童自立生活援助

事業 開始届出書

児童自立生活援助

事業 開始届出書

児童自立生活援助

事業 開始届出書

第十五号様式の三中「児童自立生活援助事業変更届出書」を「児童自立生活援助事業変更届出書」に改める。
 第十五号様式の四中「児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書」を「児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書」に改める。

第二号様式の四中「児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書」を「児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書」に改める。
 第二号様式の五中「児童自立生活援助事業」の次に「（小規模住居型児童養育事業）」を加える。

第二条 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部改正
 （平成二十四年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。
 附則 第二項を削り、第三項を第二項とする。

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の福島県児童福祉法施行細則の規定による申請書又は届出書（第十号様式の三、第十五号様式の二の四、第十五号様式の三及び第十五号様式の四によるものを除く。）及び第二条の規定による改正前の福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則附則第二項の規定による申請書又は届出書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。
 （障がい福祉課）

福島県規則第六十九号

福島県障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則

（福島県障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第一条 福島県障害者自立支援法施行細則（平成十八年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

「指定障害福祉サービス事業者
 第二条第一項中 指定障害者支援施設指定（更新）申請書（様式第一号）
 指定一般相談支援事業者
 指定一般相談支援事業者」

を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法第三十六条第三項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第二号）」を「知事が別に定める誓約書」に改める。

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設指定（更新）申請書
 指定一般相談支援事業者
 指定一般相談支援事業者」

「指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設 指定変更申請書（様式第二号の二）」
 第二条の二中
 指定障害者支援施設 指定変更申請書（様式第二号の二）」
 を「知事が別に定める申請書」に改める。
 第四条第一項中「変更届出書（様式第三号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「廃止・休止・再開届出書（様式第四号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第四条の二中「指定辞退届出書（様式第四号の二）」を「知事が別に定める届出書」に改める。
 第六条、第七条及び第八条中「知事が」の下に「別に」を加える。
 第九条第一項中「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（様式第五号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（様式第六号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条の二第一項中「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（様式第六号の二）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（様式第六号の三）」を「知事が別に定める申請書」に改める。
 第十条第一項中「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届（様式第七号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届（様式第八号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。
 第十二条第一項中「事業開始届（様式第九号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「事業変更届（様式第十号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第三項中「事業廃止・休止届出書（様式第十一号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十三条第一項中「第九条第一項、第九条の二第二項、第十条第一項」を「第九条、第九条の二、第十条」に、「届出書又は届」を「又は届出書」に改め、「（事業所又は施設の所在地がいわき市にあつては、福島県いわき市にあり、）を削り、同条第二項及び第三項中「（事業所又は施設の所在地がいわき市にあつては、福島県いわき市にあり、）」を削る。
 様式第一号から様式第十一号までを削る。

（福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正）
 第二条 福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（平成二十四年福島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
 附則 第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の福島県障害者自立支援法施行細則の規定による申請書、届出書又は誓約書（様式第一号、様式第二号、様式第三号及び様式第四号によるものを除く。）及び第二条の規定による改正前

「指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設指定（更新）申請書（様式第一号）
 指定一般相談支援事業者
 指定一般相談支援事業者」

を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法第三十六条第三項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第二号）」を「知事が別に定める誓約書」に改める。

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設指定（更新）申請書
 指定一般相談支援事業者
 指定一般相談支援事業者」

の福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則附則第二項の規定による申請書又は届出書は、改正後の福島県障害者自立支援法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書、届出書又は誓約書とみなす。

(障がい福祉課)